

八戸市市政モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市政モニター（以下「モニター」という。）を設置することにより、市政に関する市民の意見等を広く聴取し、市政運営の参考に資することを目的とする。

(職務)

第2条 モニターは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 市政に関するアンケート調査に回答すること。
- (2) 市政の特定事項に関する意見及び提案を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委嘱)

第3条 モニターは、原則として公募により募集するものとする。

2 市長は、前項の募集において申込みのあった者のうち、地域、年齢、性別等を考慮して選任し、委嘱するものとする。

3 前項の委嘱は、100名程度を限度として行うものとする。

(資格)

第4条 モニターは、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 18歳以上の市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者であること。
- (2) 国会議員、地方団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でないこと。
- (3) モニターの職務を積極的に遂行できると認められる者であること。

(任期)

第5条 モニターの任期は、4年とする。

(委嘱の解職)

第6条 モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くものとする。

- (1) 第5条に定める資格を有しなくなったとき。
- (2) 本人から辞任の申出があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が委嘱を解く必要があると認めるとき。

(報償)

第7条 市長は、モニターに対し、毎年予算の範囲内で謝礼を支給する。

(庶務)

第8条 モニターに関する庶務は、広報広聴主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年1月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年1月30日から実施する。